

地域における主な民間相談員（制度的裏付けのあるものに限る）の一覧表

平成12年10月10日  
厚生省社会・援護局まとめ

【一般】

名 称	設置根拠	委嘱等を行う者	主 要 業 務	総 数
民生委員／児童委員	民生委員法 (昭和23年法律第198号)	都道府県知事等の 推薦、厚生大臣の 委嘱	①住民の生活状態の把握 ②要援護者が能力に応じ自立した日常生活を 営めるよう、生活に関する相談に応じ、援 助を行うこと ③関係行政機関への協力 等	202,369人 (定数、平成10 年12月1日現 在)
	児童福祉法 (昭和22年法律第164号)	(民生委員との 兼職)	①児童及び妊産婦の生活及び環境の状態を把 握し、援助及び指導をすること ②児童福祉司等の職務への協力	
人権擁護委員	人権擁護委員法(昭 和24年法律第13 9号)	市町村長の推薦、 弁護士会及び都道 府県人権擁護委員 連合会からの意見 聴取、法務大臣の 委嘱	①自由人権思想に関する啓もう及び宣伝 ②民間における人権擁護運動の助長 ③人権侵犯事件につき、その救済のため、調 査等を行い、法務大臣への報告、関係機関 への報告等を行うこと ④貧困者に対し訴訟援助その他その人権擁護 のため適切な救済方法を講ずること 等	14,455人 (定数、平成10 年12月1日現 在)
行政相談委員	行政相談委員法(昭 和41年法律第99 号)	総務庁長官の委嘱	①行政機関等の業務に関する苦情の相談に応 じて、申出人に必要な助言を行うとともに、 総務庁又は当該関係行政機関等にその苦情 を通知すること ②上記の通知をした苦情に関して、行政機関 等の照会に応じるほか、必要があるときは 行政機関等における処理の結果を申出人に	4,755人 (平成10年10 月1日現在)

名 称	設置根拠	委嘱等を行う者	主 要 業 務	総 数
食生活改善推進員	昭和53年4月11日衛発第328号 厚生省公衆衛生局長通知「国民の健康づくり地方推進事業及び婦人の健康づくり推進事業等について」	なし（市町村の養成講座等の修了が要件であるが、委嘱等は必要とされていない）	①栄養、運動、休養に関する知識と技術の普及 ②食生活の相談への対応 等	222,115人 （平成12年3月末現在）

【児童】

名 称	設置根拠	委嘱等を行う者	主 要 業 務	総 数
主任児童委員	平成5年3月31日 児発第283号厚生 省児童家庭局長・社 会・援護局長連名通 知「主任児童委員の 設置について」	都道府県知事等の 推薦、厚生大臣の 委嘱	主に児童福祉法に基づく次の業務を行う ①地区担当の児童委員との連絡調整 ②関係行政機関への連携、通報及び学校との 連携 ③児童健全育成活動への積極的支援	14,455人 (定数、平成10 年12月1日現 在)
母子相談員	母子及び寡婦福祉法 (昭和39年法律第 129号)	都道府県知事等の 委嘱	配偶者のない女子で現に児童を扶養している もの及び寡婦に対し、身上相談に応じ、その 自立に必要な指導を行うこと 等	1,173人 (平成10年3月 末現在)
家庭相談員	昭和39年4月22 日厚生省発児第92 号厚生事務次官通知 「家庭児童相談室の 設置運営について」	都道府県知事等の 委嘱	家庭児童福祉に関する専門的技術を必要とす る相談指導	1,638人 (平成10年10 月1日現在)

名 称	設置根拠	委嘱等を行う者	主 要 業 務	総 数
少年指導委員	風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律 (昭和23年法律第122号)、少年指導委員規則(昭和60年国家公安委員会規則第2号)	都道府県公安委員会の委嘱	①飲酒又は喫煙をしている少年、家出した少年等、補導を要する少年について、指導及び助言を行い、当該少年の保護者に連絡を行うこと ②風俗営業を営む者等に対し、少年の健全な育成に有害な影響を及ぼすおそれのある行為をしないように協力を要請すること ③少年の健全な育成に係る事項に関し、少年又は少年の保護者からの相談に応じ、助言その他の援助を行うこと ④風俗環境の浄化に関する活動に協力し、又はこれを援助すること	約6,000人 (平成12年4月1日現在)
少年補導委員	昭和45年7月1日 総理府青少年対策本部次長通知	少年補導センター運営協議会の推薦、地方公共団体の長の囑託	①補導した少年について、児童福祉法又は少年法の規定による児童相談所等の専門機関への通告、家庭等の連絡先への通知を行うこと ②補導活動に従事した際、少年補導センター職員の協力を得て、情報資料の整備等を行うこと	約74,000人 (平成10年11月1日現在)

【高齢者等】

名 称	設置根拠	委嘱等を行う者	主 要 業 務	総 数
戦傷病者相談員	戦傷病者特別援護法 (昭和38年法律第 168号)	都道府県知事等の 推薦、厚生大臣の 委託	戦傷病者の更生等の相談に応じ、及び戦傷病 者の援護のために必要な指導を行うこと	940人 (平成12年10 月1日現在)
戦没者遺族相談員	昭和45年7月13 日厚生省発援第73 号厚生事務次官通知 「戦没者遺族相談員 の設置について」	都道府県知事等の 推薦、厚生大臣の 委託	①戦没者遺族に係る各種年金、給付金等の受 給に関する相談に応じ、必要な指導を行う こと ②戦没者遺族の生活上の問題に関する相談に 応じ、必要な指導を行うこと 等	1,410人 (平成12年10 月1日現在)

【障害者】

名 称	設置根拠	委嘱等を行う者	主 要 業 務	総 数
身体障害者相談員	身体障害者福祉法(昭 和24年法律第28 3号)	都道府県等の委託	身体に障害のある者の相談に応じ、及び身体 に障害のある者の更正のために必要な援助を 行うこと	15,640人 (平成9年度予算)
知的障害者相談員	知的障害者福祉法(昭 和35年法律第37 号)	都道府県等の委託	知的障害者又はその保護者の相談に応じ、及 び知的障害者の更正のために必要な援助を行 うこと	4,772人 (平成9年度予算)

【犯罪】

名 称	設置根拠	委嘱等を行う者	主 要 業 務	総 数
保護司	保護司法（昭和25年法律第204号）	保護観察所長の推薦、保護司選考会からの意見聴取、法務大臣の委嘱（地方更生保護委員会委員長への委任可）	<ul style="list-style-type: none"> <li>①地方更生保護委員会又は保護観察所の長から指定を受けて、これら機関の所掌に属する事務に従事すること</li> <li>②犯罪をした者の改善及び更生を助け又は犯罪の予防を図るための啓発及び宣伝</li> <li>③犯罪をした者の改善及び更生を助け又は犯罪の予防を図るための民間団体の活動への協力</li> <li>④犯罪の予防に寄与する地方公共団体の施策への協力 等</li> </ul>	48,815人 (平成11年1月1日現在)